

1. 業務概要

(1)目的

本業務は、令和 7 年度に予定している潮乃森地区のビーチ(以下、「ビーチ」という。)の使用に向けた手続きを行い、ビーチの開設をする。開設後は、利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、管理運営を行う。ビーチ開放期間中には、過年度までのビーチイベントで実施していないアクティビティやイベントコンテンツを取り入れるなど将来の本格運用に向けた可能性を引き出すとともに、市民や県民に早期利用の機会を提供する。

また、東部海浜開発事業の目的である「ロングビーチを活かしたまちづくり」に向け、市民、県民、企業等に PR し、広く事業の魅力を伝えるなどビーチの管理運営を通して、機運醸成につなげるものとする。

(2)業務名

沖縄市潮乃森地区のビーチ活用実施業務委託(令和 7 年度)

(3)業務内容

別紙「概要仕様書」のとおり

(4)業務期間

契約締結翌日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2. 本業務に関する予算額

39,006,000 円(消費税及び地方消費税相当額含む。)

なお、参考見積書の金額が、設定された予算額を超過した場合は失格とする。

※この予算額は予定価格ではない。また、予定価格は事後公表とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- (6) 以下の要件すべてに該当する同種業務の実績を有すること。(過去 10 年間の実績)

なお、共同企業体を組織して本プロポーザルに参加する場合は、構成員が以下の同種業務いずれかの実績を有し、①②全て満たすことを要件とする。

- ① 海浜浴場の管理運営
- ② イベント等の企画運営や広告制作等

- (7)共同企業体を組織して参加する場合は、構成者が(1)～(6)を全て満たしていること。なお、この場合においては、共同企業体の設置に関する協定書(任意様式)を企画提案書等の提出時に添付すること。

4. 現場確認希望申出書

ビーチについて、入場制限があるため、希望があれば期間内に市関係者立会いのもと、現場確認をすることができる。

- (1) 提出期限：令和7年5月13日(火)12時00分まで(必着)
(2) 提出方法：別添の現場確認希望申出書(様式1)に必要事項を記載して電子メールで提出
※下記よりダウンロードしてください。
(3) 現場確認期間：令和7年5月14日(水)～5月16日(金)
(4) 提出先アドレス：t.keikakua68@city.okinawa.lg.jp

5. 質問の受付・回答

本プロポーザルに関する質問は、参加資格及び企画提案書等の作成及び提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けないものとする。なお、質問は1事業者1回限りとし、期限等に関しては下記の通りとする。

- (5) 提出期限：令和7年5月19日(月)12時00分まで(必着)
(6) 提出方法：別添の質問書(様式2)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
(7) 回答日：令和7年5月21日(水)までに回答
(8) 回答方法：市公式ホームページに掲載
※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。
(9) 提出先アドレス：t.keikakua68@city.okinawa.lg.jp

6. 参加申込

- (1) 提出期限：令和7年5月26日(月)16時00分まで(必着)
(2) 提出方法：公募型プロポーザル参加申込書(様式3)
※電子メールの場合は、後日原本も提出すること
※郵送の場合は、受け取りに日時及び配達されたことが証明できる方法とする
(3) 提出場所：沖縄市役所6階 建設部 東部海浜開発局 計画調整課

7. 企画提案書等の提出書類・必要部数

- (1) 業務実施体制回答書 原本1部、電子データ一式
① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式4)
② 会社概要(様式5)
※共同企業体を組織して参加する場合は共同企業体の設置に関する協定書(任意様式)を添付
③ 業務実績調書(様式6)

※実績業務の契約書(契約名、契約金、受注者名等の該当頁のみ)及び仕様書等の写しを添付

④ 担当者調書(様式 7)

※資格証等の写しを添付

⑤ 主任担当者の経歴及び実績等調書(様式 8)

※③に重複しない契約書(契約名、契約金、受注者名等の該当頁のみ)及び仕様書等の写しを添付

⑥ 担当者の経歴及び実績等調書(様式 9)

※③に重複しない契約書(契約名、契約金、受注者名等の該当頁のみ)及び仕様書等の写しを添付

⑦ 再委託調書(様式 10)

※ 再委託する場合のみ

(2) 企画提案書 原本 1 部、副本 8 部、電子データ一式

① 企画提案書(任意様式)

② 業務スケジュール(任意様式)

(3) 参考見積書(任意様式、ただし内訳が分かるものとする) 原本 1 部、電子データ一式

(4) その他証明書类等 原本 1 部、電子データ一式

① 各種税金を滞納していないことが証明できる書類(直近のもの)

※ 法人：都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税

※ 個人：都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税

② 履歴事項全部証明書(資本金を証明できる書類)(直近のもの)

※商号登記していない個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

③ 会社のパンフレット等があれば添付

(5) 企業体で参加する場合は構成員それぞれ提出することとし、上記書類について不備があった場合は、次点者を契約候補者として再選定するものとする。

(6) 電子データのファイル形式は PDF とし、それぞれの様式や根拠資料、証明書类等ごとに分かりやすくファイル名を付けること。電子データ一式は、CD や DVD、USB メモリなどの記録媒体に格納し、ウイルスチェックを行ったうえで原本に添えて提出すること。なお、提出された記録媒体は返却しない。

8. 企画提案書の作成及び提出

(1) 作成要領 別紙「企画提案書等作成要領」参照

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和 7 年 5 月 29 日(木)12時00分まで(必着)

② 提出場所：沖縄市役所 建設部 東部海浜開発局 計画調整課

③ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。また、その他の発送業者による、受け取り日時及び配達されたことが証明できる発送でも可能とする。

9. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以

下のとおりとする。

(1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された参加申込書を下記 10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位 3 者程度を選考するものとする。

実施日:令和 7 年 5 月 29 日(木) 予定

(2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第 1 次審査により選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記 10(2)で示す審査基準に基づいて審査し、第 1 次審査と第 2 次審査の合計点により、最も優れている提案者を選定する。

※第 2 次審査に参加する者は、業務に携わる予定の管理技術者及び担当者技術者とする。

※必要な機器等は提案者にて用意すること。

(大型モニターテレビはプレゼンテーション会場にあるため活用可能)

実施日:令和 7 年 6 月 4 日(水) 予定

(3) 審査結果の通知

① 第 1 次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールで通知する。

通知日:令和 7 年 5 月 30 日(金) 予定

② 第 2 次審査

審査結果を書面により通知する。

※なお、プロポーザル参加者が 1 者のみの場合でも、審査は実施するものとし、評価結果が一定水準(合計点数が満点の60%以上)に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

10. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 第 1 次審査 企業実績等・担当者実績等 20点満点

① 企業の能力

(業務実績、実施体制、企業所在地)

② 担当者の能力

(主任担当者の業務実績、主任担当者の専任性、担当者の業務実績)

(2) 第 2 次審査 ヒアリング等の内容 110 点満点

別添の「概要仕様書」の業務内容について、課題や考え方が認識され、実現性を踏まえたうえで、事業者の持つ技術やノウハウ、ネットワークを活用した具体的かつ的確な企画提案になっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に評価を行う。

11. 日程

公 示 令和 7 年 5 月 9 日(金)

現場確認希望申出書締切 令和 7 年 5 月 13 日(火) 12時まで

質 問 受 付 締 切	令和 7 年 5 月 19 日(月) 12時まで
質 問 回 答	令和 7 年 5 月 21 日(水) までに回答
参加申込書提出締切	令和 7 年 5 月 26 日(月) 16 時まで
企画提案書等提出締切	令和 7 年 5 月 29 日(木) 12時まで
第1次審査(書類審査)	令和 7 年 5 月 29 日(木)
第1審査結果の通知	令和 7 年 5 月 30 日(金)(予定)
第 2 次 審 査	令和 7 年 6 月 4 日(水)(予定)
結 果 通 知	令和 7 年 6 月上旬(予定)
契 約 締 結	令和 7 年 6 月中旬(予定)
業 務 開 始	令和 7 年 6 月中旬(予定)

12.失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (4) 提出書類等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (6) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (7) 参考見積書の金額が、設定された予算額を超過したもの

13.契約

(1) 契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 契約候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 契約候補者からの見積徴取の結果、契約締結できなかったとき
- ④ 契約候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、本市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 契約内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ② 業務実施体制に記載した配置予定担当者については、特別の理由により市がやむを得ないと認

める場合を除き、原則として変更できないものとする。

14.その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (8) 提案書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) 本業務の実施に当たり、必要に応じて国・県・関連団体等からの意見聴取及び連携を図ること。

15.担当部署(提出・問合せ先)

沖縄市役所 建設部東部海浜開発局 計画調整課 担当 大城 勇太

沖縄県沖縄市仲宗根町26-1 TEL:098-939-1212(内線 2674)